

令和元年度 北海道地域年金展開事業にかかる取組概況

令和2年2月19日

札幌西地域代表年金事務所

【目 次】

I. 地域年金展開事業の概要	P 1
II. 地域連携事業	P 2
III. 年金セミナー事業	P 3
IV. 年金委員活動支援事業	P 6

I. 地域年金展開事業の概要

地域年金展開事業の主な取組

- ◆公的年金制度の普及・啓発や保険料納付に結び付けるため、関係機関との連携協力のもと『年金制度説明会』や『年金セミナー』『出張年金相談』等を実施します。
- ◆また、日本年金機構が取り組む公的年金制度の普及・啓発活動について、都道府県ごとに関係者や有識者からなる『地域年金事業運営調整会議』を開催し、事業推進にかかる意見や助言を伺います。

地域連携事業

職員が自治体や民間企業、関係機関、関係団体等に出向き、事務担当者や従業員・所属員・加入員向けの年金制度説明会を実施。
市区役所・町村役場の広報誌や行事等を通じ年金制度や日本年金機構が行う事業の周知、ポスター・チラシの掲示や設置、配付の依頼等。

地域相談事業

年金事務所から遠方の地域住民や利便性などのニーズに応えるため、市区役所・町村役場や大規模商業施設、イベント会場等で、出張年金相談や免除申請窓口を開設。

年金セミナー事業

年金制度の正しい知識や手続きを理解していただくため、職員が、大学や短大・専門学校・高校等に出向き、学生・生徒向けの年金セミナーを実施。
大学での年金相談や学生納付特例制度の申請窓口の開設や、パンフレットの掲示や設置、配付の依頼等。

年金委員活動支援事業

年金委員を対象とした研修会の開催や、各種冊子・チラシ等、活動に役立つ情報を提供。

地域年金事業運営調整会議

公的年金制度の普及・啓発等についての検討や年金事務所が行う事業への意見・助言を行うため、学識経験者や関係機関等を委員として都道府県単位に設置。

Ⅱ. 地域連携事業

地域連携事業

ハローワークで行う国民年金保険料免除制度等にかかる制度説明会は安定的に実施されていることから、ハローワーク以外の機関を対象とした制度説明会を重点的に実施しました。

◆ハローワーク以外の機関での年金制度説明会

（１）自治体（市区町村、振興局）に対する制度説明会

今年度新たに開始した制度である「国民年金保険料産前産後免除」や「年金生活者支援給付金」を中心に、市区町村や振興局職員に対する制度説明会の取組を重点的に行いました。（平成31年4月～令和元年12月で60回実施）

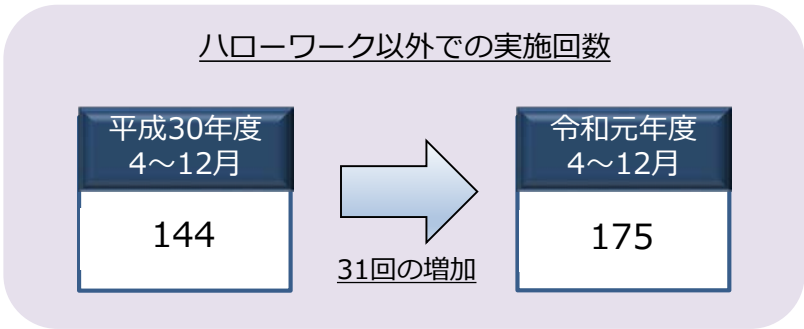
（２）事業所に対する制度説明会

算定基礎届にかかる制度説明会や社会保険協会主催の事務講習会への講師派遣等の定例によるもののほか、定年や事業所閉鎖に伴う退職予定者を対象に国民年金免除制度を中心とした制度説明会や、病院及び介護施設に勤務する職員を対象に障害年金や老齢年金を中心とした制度説明会を、ニーズに応じた内容で出前により実施しました。（平成31年4月～令和元年12月で48回実施）

結果は

令和元年12月末時点でのハローワーク以外の機関を対象とした制度説明会の実施回数は175回となり、前年同期と比較して31回増加しています。

更なる実施拡大に向け、今後も年金事務所間にて好取組事例を情報共有していくとともに、外部団体との連携方法を検討する必要があります。



次年度の取組にかかる検討課題

- 年金制度説明会の実施拡大に向け、商工会議所・商工会との連携を検討した場合どのような手段が考えられるか。
- 中小零細企業への制度説明等を行うにあたり、どのような内容が求められるか。

Ⅲ. 年金セミナー事業

年金セミナー事業

今年度は、大型連休（5月GW）の影響や高校の統廃合による実施校の減少により、上期中における実施回数が伸び悩みましたが、下期にかけてはアプローチの強化、実施対象者再選定等の工夫を行い、昨年同様の実施回数を確保できる見込みです。

1. 年金セミナー実施校拡大に向けた取組

（1）全道教育機関への開催要請

①北海道厚生局長と札幌西年金事務所長の連名での文書による要請

令和元年6月及び11月、北海道教育庁学校教育局及び北海道総務部学事課へ協力要請のうえ、道内約500の教育機関に対し年金セミナー開催要請文書を送付しました。

②「教育課程研究協議会」にて開催案内リーフレットを配付 前回会議での助言事項

道内の主に道立高等学校の教務主任が参加し開催される「教育課程研究協議会」にて、北海道教育庁学校教育局高校教育課の協力のもと、年金セミナー開催案内リーフレット【別冊：資料1参照】を300部配付しました。

（2）統一したアプローチ方法の指示

教育機関におけるカリキュラム実施上の制約が厳しい現状においては、時期や方法についてより工夫したアプローチを行っていく必要があります。

各年金事務所が更なる効果的なアプローチを統一して実践できるよう、以下の方法を指示しました。

①優先アプローチ対象校リストによるアプローチの実施

各年金事務所別に、昨年度年金セミナーを実施した学校のうち今年度未実施となっている学校や、学生納付特例事務法人対象校をリストアップし、優先的にアプローチを行う対象を整理しました。

②正規の授業時間以外での実施にかかるアプローチ例

すでに今年度中の開催を断られた学校への再アプローチや、「授業コマ数の不足」による実施困難理由に対応する新たなアプローチ方法として、以下の取組を指示しました。

Ⅲ. 年金セミナー事業

- ・すでに進学や就職が決まっており、授業に出席する必要の無い生徒に対して実施
- ・放課後や春休み中に、参加希望者を対象に実施
- ・来年度の始業式や入学後ガイダンス等において実施
- ・PTA総会や父母懇談会等において、父兄に対して実施
- ・大学のゼミやサークルでの実施

検証課題

- これらは有効な施策となっているか。
- 他に有効な手段はどのようなものが考えられるか。

③次年度実施に向けたアプローチ時期 前回会議での助言事項

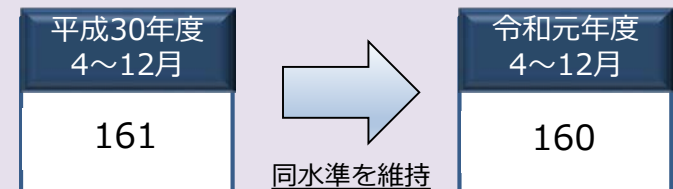
次年度開催にかかるアプローチについて、教育機関での次年度のカリキュラム内容の策定は前年12月前後から開始されることから、昨年11月に実施した厚生局長との連名による要請文書送付を契機としたアプローチは、今年度中の実施のみならず、次年度の実施についても働きかけを行うよう、指示しました。

結果は

令和元年12月末時点での年金セミナー実施回数は160回となり、前年同期と比較してほぼ同水準の実施回数を維持することができました。

一方で、更なる実施対象校を拡大するため、引き続き効果的なアプローチ方法を検討する必要があります。

年金セミナーの実施回数



次年度の取組にかかる検討課題

- 税務署等他の機関と共同でセミナーを実施することはできないか。学校側のニーズはあるか。
- その他、新たなアプローチの切り口はどのようなものが考えられるか。

Ⅲ. 年金セミナー事業

2. セミナー内容充実化に向けた取組

(1) セミナー講師育成研修の実施

今年度は初の取組として、プレゼンテーション手法や説明能力の向上を目的に、外部専門講師及び地域年金推進員による集合型の講師育成専門研修を実施しました。

全道の年金事務所から副所長及びセミナー講師担当者計41名が参加し、参加者からは「何もわからず不安だったが、研修を受けて不安が解消された」との声が聞かれ、好評でした。

(2) 地域年金推進員の新規委嘱にかかる取組

☞ 前回会議での助言事項

令和元年当初まで、地域年金推進員は3名で活動していましたが、昨年11月に新たに1名の地域年金推進員が加わり、現在は4名で活動しています。

更なる推進員の委嘱拡大を目指すため、昨年9月に北海道教育庁教育職員局福利課の協力を得て、「北海道公立学校教職員等退職準備セミナー」にて推進員募集にかかるリーフレット【別冊：資料2参照】を480部配付しました。

次年度以降についてもご協力を得ながら、継続して取組を進めていく必要があります。

3. 「わたしと年金」エッセイ

☞ 前回会議での助言事項

年金制度の意義や公的年金制度と国民の結びつきなどについて考えていただくため、応募者自身や身近な方と公的年金制度との関わりについてエッセイを募集しました。

今年度、北海道の教育機関からは38件（内訳：稚内高校37件、北海道教育大学岩見沢校1件）の応募があり、入賞の10作品中「優秀賞」及び「入選」に選出されています。

一方で、応募校及び応募数も例年と変わらず、より多くの学校及び対象者からの応募が必要であると考えていることから、次年度以降の応募数拡大に向け、周知方法を検討していく必要があります。

IV. 年金委員活動支援事業

年金委員活動支援事業

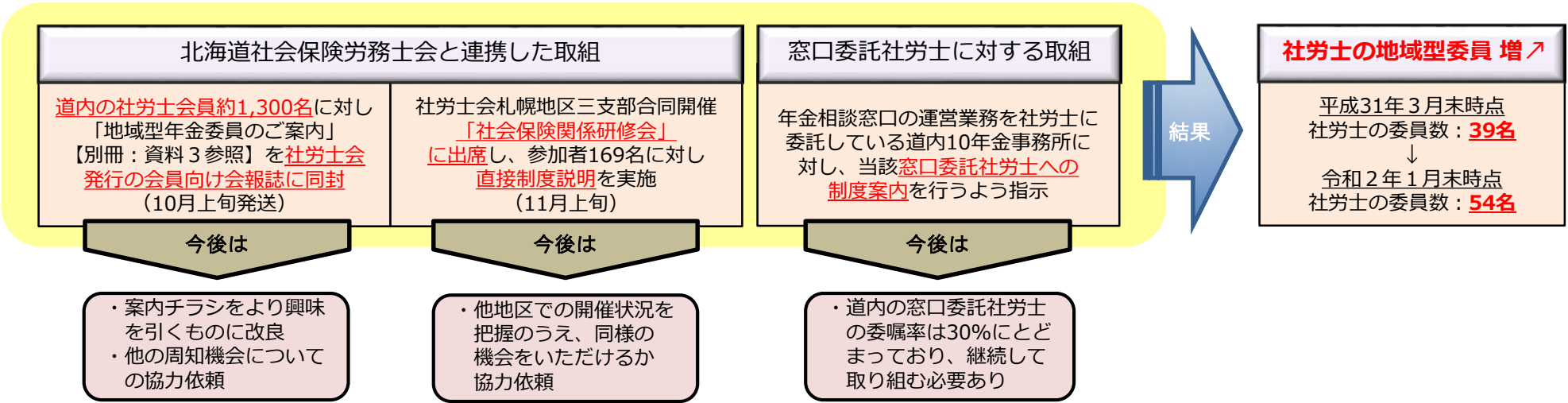
年金委員の委嘱数は年々減少傾向にあることから、新規での委嘱拡大に向け取り組んでいます。また、年金委員の活動活性化についても検討するため、年金委員との直接の意見交換を行いました。

1. 年金委員の委嘱拡大

(1) 地域型年金委員の委嘱拡大

北海道における令和3年度末までの委嘱目標人数が、平成31年3月末委嘱数から92名の純増であることを踏まえ、効果的な施策により委嘱拡大を図る必要があります。

今年度は、年金制度に関する知識・経験が豊富であり年金事務所との関わりが深い社会保険労務士に対するアプローチを、以下のとおり行いました。



IV. 年金委員活動支援事業

(2) 地域調整課との意見交換 📄 前回会議での助言事項

今後新たな活動支援方法を企画していくにあたり、年金委員の現状やニーズを把握する目的から、小樽・函館年金事務所の地域型年金委員連絡会に参加し、それぞれの地域型年金委員と直接意見交換を行いました。

年金事務所には今後の定期的な連絡会開催につなげていくきっかけとしてもらうため、今後も他の事務所での意見交換に参加していく予定です。

地域型年金委員からの主なご意見

- ・年金委員制度の趣旨説明や活動内容についての指示があまり無いため、活動はほとんど行っておらず、自分が年金委員であるという自覚も乏しい状態。
- ・他の委員との情報交換できる場が必要。
- ・委員向けの研修会や情報誌（しらかば便り）で情報収集できることは、年金委員になる大きなメリットである。
- ・年金委員という肩書が、社労士としての仕事をするうえでメリットに感じる人もいないのか。

結果は

令和2年1月末時点での地域型年金委員委嘱数は262名となり、平成31年3月末時点での委嘱数から31名増加しています。（うち15名分の増加が社会保険労務士の新規委嘱によるもの）

今後の更なる委嘱拡大に向け、社会保険労務士への委嘱アプローチを継続して取り組むとともに、別の対象層への拡大を検討する必要があります。

地域型年金委員の委嘱数



次年度の取組にかかる検討課題

- 地域型年金委員の次なる委嘱拡大対象者として、民生委員や自治会役員を対象として考えた場合、どのようなアプローチ手段が必要であるか。
- 年金委員を対象とした大型研修会の定期的な開催に向け、ブロック（道央・道北・道南・道東など）別研修を実施できないか。

IV. 年金委員活動支援事業

(3) 職域型年金委員の委嘱拡大

北海道における令和3年度末までの委嘱目標人数は、平成31年3月末委嘱数から479人の純増となっていますが、令和2年1月末時点での職域型年金委員委嘱数は4,334名となり、平成31年3月末時点での委嘱数から49名減少しています。

今年度は、各年金事務所において以下の取組を実施してきましたが、今後の委嘱拡大に向けては、これらの取組と並行し他の施策を検討していく必要があります。

職域型年金委員の委嘱数



【取組内容】

- ・事業所より、現委員の解嘱手続が行われた際の後任委員の推薦依頼
- ・事業所の社会保険新規適用手続時での案内
 - 相談窓口来所時の勧奨、必要書類一覧を郵送する際にリーフレットを同封、新規適用事業所説明会の場で案内
- ・事業所調査を行う際の案内 ※事業所調査：適用事業所における被保険者の資格の取得、喪失及び報酬等の届出状況が適正に行われているかの調査
 - 調査対象事業所に対し調査を行う旨の通知を郵送する際にリーフレットを同封、調査実施時に案内
- ・管轄内の適用事業所に対する文書勧奨
 - 一定の被保険者数を条件に抽出した事業所に対し、案内文書を送付

【実施事例】被保険者数25名以上の事業所870社に対し案内文書を送付したところ、22社より委嘱届出あり（提出率2.5%）

次年度の取組にかかる検討課題

○職域型年金委員の委嘱拡大に向けて、協会けんぽが実施する健康保険委員を対象とした研修会とのタイアップによるアプローチ等について、検討できないか。

2. 年金委員向け情報誌の充実化

北海道では、地域型年金委員及び職域型年金委員に対しそれぞれ年4回、情報誌「しらかば便り」を発行し、制度改正や手続方法等に関する情報を定期的にお届けしています。

今年度は、より内容の充実化を図るため誌面の見直しを行いました。これまで定型化していたデザインを一新し、また、年金委員は制度を学ぶ意欲も高いことから、記事内容もより高度なものを掲載しました。【別冊：資料4 参照】

地域型年金委員と意見交換を行った際は、「デザインが変わって非常に見やすくなった」「制度改正や年金機構の動き等、タイムリーな情報が得られて重宝している」との意見をいただいています。